

宇情審答申第10号
平成13年6月25日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成13年1月5日付け12宇総契第67号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「市の入札不祥事件の談合につき、公正取引委員会に照会した文書及び回答書」
についての情報非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）は、請求に係る文書平成12年10月3日付12宇総契第38号「談合疑惑に係る情報提供について」（以下「本件文書」と総称する。）のうち次のものは公開すべきである。実施機関のその余の判断は、妥当である。

起案用紙

伺い文

提供の趣旨等が記載された文書のうち「1．違反被疑行為者」、「2．情報提供の趣旨」、「3．情報提供に至る背景」及び「4．業界の概況等」の部分並びに「5．違反被疑行為の具体的事実」の表題

第2 異議申立ての経過

1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成12年11月20日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、実施機関に対し「市の入札不祥事件の談合につき、公正取引委員会に照会した市の文書及び回答書」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

2 実施機関の請求に係る文書の特定

実施機関が公正取引委員会近畿中国四国事務所（以下「公正取引委員会」という。）に対する談合疑惑に係る情報提供を目的として作成した本件文書を請求内容に該当する文書として特定した。

3 決定期間の延長の通知

実施機関は、条例第11条の規定に基づき、第三者である公正取引委員会に請求に係る文書の公開の可否についての意見を聴くこととし、これに日時を要するため決定期間を同年12月18日まで延長することとし、同年12月4日、異議申立人に通知した。

4 本件文書の公開に係る決定

同年12月18日、実施機関は、条例第10条第1項の規定による情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

5 異議の申立て

平成12年12月21日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨

1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の公開を求める。

2 主張

- (1) 異議申立書は、別紙1のとおり。
- (2) 意見陳述の内容は、概ね異議申立書中の異議申立ての理由4のとおり。
- (3) 意見書は、異議申立人の意思により、提出されなかった。

第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙2のとおり。

第5 本件文書について

1 本件文書の構成

実施機関が公正取引委員会に対する談合疑惑解明に係る情報提供を目的として作成したものであり、本件文書は、次の文書から構成されている。

起案用紙

伺い文

提供の趣旨等が記載された文書

添付資料

2 回答書の存否

異議申立人においては平成12年執行の市長選の際現市長が市長候補者として既にこれを保有している旨発言していることからこれが存在するはずだと考えて、今回の情報公開請求を行ったものである。

第6 判断

1 条例第6条第4号の該当性について

ア 本件文書は、実施機関である宇治市長が行った工事入札手続に際して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する事実があったのではないかと考えた実施機関が、公正取引委員会に対して、報告を行ったものである。当審査会は、実施機関が行った意見照会に対する公正取引委員会の口頭回答につき、実施機関から事情を聴取した。その結果、宇治市長からの報告を受けた公正取引委員会の調査・審査は終結していないことが、認められた。公正取引委員会による調査・審査が終了していない時点において調査の資料となりうるものの詳細な内容を公開することは、公正取引委員会の事務の執行に重大な支障を生ぜしめるおそれが高いものと解さざるをえない。したがって、現時点において、調査内容が特定できる違反被疑行為者および違反被疑行為の具体的事実に関する情報を実施機関が公開することは、

実施機関と公正取引委員会との信頼関係並びに協力関係を著しく損なう、と解するのが相当である。

以上から、当該文書は、条例第6条第4号に該当する。

イ ただし、談合情報に係る情報提供を行ったことは、議会において既に報告しており、実施機関が自ら公表している範囲については公開すべきである。

2 その他

異議申立人は、第5のとおり、公正取引委員会からの「回答書」について存在するはずだとの主張をしている。

当審査会は、この点に関する実施機関の説明を吟味したが、実施機関からの問合わせに対して、公正取引委員会は文書による回答は行わなかったことが認められた。

第7 結語

よって結論のとおり答申する。